

第3次土地開発公社経営健全化対策の概要

概要

土地開発公社の業務を継続しながらその経営の抜本的健全化を図る地方公共団体であって、経営健全化計画を策定し、平成25年8月31日までに公社経営健全化団体としての指定を受けるものに対して、地方財政措置を講じる。

(「土地開発公社経営健全化対策について」平成25年2月28日付け総務副大臣通知)

計画期間:原則として平成25年度から平成29年度まで

対象団体

対象土地:設立・出資団体の債務保証等が付された保有土地

<第1種公社経営健全化団体>

⇒ 支援措置 I, II

対象土地の状況が次のいずれかに該当する公社の設立・出資団体

- ① $\frac{\text{対象土地の簿価総額}}{\text{標準財政規模}} \geq 0.4$
- ② $\frac{\text{保有期間5年以上の対象土地の簿価総額}}{\text{標準財政規模}} \geq 0.2$

<第2種公社経営健全化団体>

⇒ 支援措置 I

対象土地の状況が次のいずれかに該当する公社の設立・出資団体

- ① $\frac{\text{対象土地の簿価総額}}{\text{標準財政規模}} \geq 0.2$
- ② $\frac{\text{保有期間5年以上の対象土地の簿価総額}}{\text{標準財政規模}} \geq 0.1$

健全化の目標

目標年度(原則平成29年度)までに、原則として次の①～③のすべてを達成すること

- ① 債務保証等対象土地の簿価総額を標準財政規模で除した数値を0.2以下とすること
- ② 保有期間が5年以上の債務保証等対象土地の簿価総額を標準財政規模で除した数値を0.1以下とすること
- ③ 計画策定後可及的速やかに、供用済土地及び設立・出資団体への土地売却未収金を解消すること

財政措置

I. 地方債

- 公共用地先行取得等事業債
原則: 公社取得後2年以内の用地の取得を対象
特例: 公社取得後2年以上経過した用地の取得も対象
- 公社への無利子貸付に係る地方債
原則: 充当率 75%
特例: 充当率 100%

II. 特別交付税

- 公共用地先行取得等事業債に係る利子支払額の1/2に相当する額(上限2%)
- 無利子貸付に係る資金調達に係る利子の1/4に相当する額(上限1%)
- 対象土地の保有に係る資金について利子補給する場合、利子補給に要した費用の1/4に相当する額(上限1%)

土地開発公社の抜本的改革について

「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(平成21年6月23日付け自治財政局長通知)を踏まえ、「土地開発公社の抜本的改革について」(平成21年8月26日付け地域振興室長通知)を地方公共団体に発出

業務運営の見直し

- ・ 原則としてすべての公社について検討を行った上で抜本的改革を集中的かつ積極的に行う
- ・ 公社を通じた土地取得の必要性の整理
→ 必要性が認められない場合は業務の一部廃止、公社の解散を検討
- ・ 保有土地の処分計画の作成、特定土地の把握及び処分の推進

存 続

- 用地取得業務のあり方
 - ・ 明確な買取りの見通しをもった土地取得の徹底
 - ・ 工業用地等の造成事業については、事業の見通しを慎重に検討
 - ・ その他適切な運営の徹底

- 経営状況の適切な把握
 - ・ 特定土地・2号業務に係る土地の強制評価減

業務の一部廃止

解 散

第三セクター等改革推進債の活用が可能

公社の解散又は業務の一部廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費(短期貸付金の整理に要する経費を含む)が対象。平成25年度までの時限措置。

- ・ 借入先の金融機関等との十分な協議
- ・ 公社借入金の償還により地方公共団体が弁済を受けることができない債権を得る場合は、債権を放棄(業務の一部廃止の場合も債権放棄が望ましい)

- 業務の一部廃止の場合
 - ・ 1号業務の場合は特定土地を含む業務の細目毎、2号業務の場合は全体を廃止
 - ・ 廃止する業務に係る定款の規定を削除

- 必要書類: 三セク債許可申請に必要な書類に加え以下の書類を提出
 - ・ 土地処分計画、解散又は定款変更に係る設立団体の議会の議決証明書

経営の抜本的な健全化を図る必要がある土地開発公社の設立・出資団体にとっては、早急に第三セクター等改革推進債や第3次土地開発公社経営健全化対策の活用を視野に検討を行い、先送りすることなく当該土地開発公社の抜本的改革に取り組むことが求められる